

15.3.15
第 6 号

為

田

事務部 四九五號

大正十五年三月二十二日

警視總監 大田 政弘

内務大臣 若槻禮次郎 殿
 東京警備司令官 殿
 社會局長 官長 岡隆一郎 殿
 臺北司令官 松井兵三郎 殿
 東京地方裁判所 檢事 山崎 殿
 北海道 京都 大阪 兵庫 神奈川 愛知
 福岡 廣島 岡山 靜岡 埼玉 宮城 岩手
 青森 各廳 府 縣 長官 殿

九二件訂ク 休憩時間問題 是ニ陸時休業ニ對スル月給金級支給問題ニ對シテ
 シルニ對シ 呈レ亦 拒絶セシトセルニ依リ 第三者カ余リニ 會社ノ 無謀ナルヲ悟シ
 種々妥協ノ方ヲ探シタリマスガ夫レニテモ 後シ修善並謀テ 會社ノ 悟ヲ改メ
 ニ見テ交渉サシモ 夫レ迄ニ 却テシタリマス 其所テ 我々ハ 不従事デハ マリマスガ 尙ホ
 兵ノナキニ 至リマシタカラ夫レヲ 交渉ニ マシタケテ 又シテ 紛擾 暴動等ニ 出テタラバ
 アリマセン 相目的ニ 要求シ 實益セシキ 爲ノニ 資本家ニ 及省ヲ 促スベシ 爲シタル 甚固有リ
 獨シノ身 實デ マリマス 然ルニ 本州ノ 交渉ノ 結果ニ 所記ニ 條件ハ 八ルニ 至リマスガ 交渉
 件トシテ 教示ノ 趣旨 右ヲ 出ス 昔ノ 回答アリタルト 聞キ 及ビタリ 如斯キ 手段ニ 依リ
 會社ニ 何時迄モ 吾々ハ 屈服シテ 居ル事ハ 到底 出来ナイノ デアリマスカラ 比ノ 際如何
 ナル 犠牲ヲ 拂フテ 我々ハ 國體ノ カニ 依ラテ 其ノ 頑迷ナル 行爲ニ 對抗シテ 及省ノ
 位ニ 共ニ 我々 吾等ハ 福利 誘進ニ 努力致シ 度イト 思ヒマスアラ 益々 國體ノ 爲メ
 堅メ 以テ 是ト 爲リ 必ス 勝利ヲ 得ンコトヲ 望ムラ デアリマス